

立野ダム試験湛水検討委員会

設立主旨

近年、洪水調節のみを目的とし、河床部に放流設備を有し、平常時には流水の貯留を行わない流水型ダムが計画されるようになってきており、熊本県に位置する立野ダムは、直轄事業において最初の流水型ダムとして令和５年度完成に向け鋭意事業進捗中である。

一方で、ダム完成時に実施する試験湛水については、ダム、基礎岩盤及び貯水地周辺地山の安全性を確認することを目的に、試験湛水実施要領（案）に基づき実施されるものであるが、貯留型ダムを前提とし策定された試験湛水実施要領（案）で流水型ダムの試験湛水を実施した場合

- ・ 実運用時（洪水時）の水位変動速度と比較して、試験湛水時は非常に遅い速度での水位変動を行ってしまう
- ・ 試験湛水時に長期間貯留することにより、実運用時に比べて環境面へ与える負荷が大きくなる

という可能性がある。

このため、「立野ダム試験湛水検討委員会」を設置し、出来る限り実運用に近づけた試験湛水計画と各施設の確実な安全性確認方法及び湛水による周辺環境に与える影響の程度について検討を行うものである。

立野ダム試験湛水検討委員会

規 約

(名 称)

第1条 本会議は、「立野ダム試験湛水検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、令和5年度に実施予定の立野ダム試験湛水計画に関し、できる限り実運用に近づけた計画とする際の各施設の確実な安全性確認方法及び湛水による周辺環境に与える影響を検討し、立野ダム試験湛水計画に係る技術的な確認・評価を行うことを目的とする。また、その知見を今後のダム建設に向けた必要な課題の整理と対応策の方向性もあわせて確認する。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 立野ダムの特性を考慮した試験湛水方法の検討
- 二 試験湛水に係る安全性確認に対する課題への対応案の検討
- 三 試験湛水に係る自然環境(阿蘇北向谷原始林)への影響検討
- 四 試験湛水実施後における課題の整理
- 五 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の組織構成)

第4条 委員会は、専門的な知識を有する、別表に掲げる学識者等で構成する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときには、委員の追加や委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって行うものとする。

(情報公開)

第6条 委員会は、原則として報道機関を通じて公開する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、九州地方整備局立野ダム工事事務所において処理する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

第9条 本規約は令和5年2月8日から適用する。

(別表)

氏 名	所属・役職	分 野
阿南 修司	国立研究開発法人土木研究所 地質研究監	ダム工学（地質）
金銅 将史	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川構造物管理研究官	ダム工学（構造）
佐藤 千芳	有限会社熊本植物研究所 代表取締役	生物（植物）
(委員長) 角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授	河川工学
中西 弘樹	長崎大学 名誉教授	生物（植物）
矢野 真一郎	九州大学大学院 工学研究院 教授	河川工学

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

文化庁 文化財第二課 天然記念物部門

環境省 九州地方環境事務所 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

熊本県 教育庁 教育総務局 文化課

立野ダム試験湛水検討委員会 運営要領

（目的）

第1条 本運営要領は、立野ダム試験湛水検討委員会規約（令和5年2月8日付け）第8条に基づき、立野ダム試験湛水検討委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

（議事録）

第2条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、発言者名を除いたものを、立野ダム工事事務所ホームページ（以下「HP」という。）にて公開するものとする。

（委員会の公開について）

第3条 委員会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

（委員会資料の公表について）

第4条 委員会で委員に配布された資料については、速やかにHPで公表するものとする。ただし、個人情報を含むなど公表することが適切でない資料については、委員会に諮り、非公表とすることができる。

（雑則）

第5条 本運営要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

（附則）

第6条 本運営要領は令和5年2月8日から適用する。